

～セクシュアルハラスメントによる 労災請求の相談窓口開設について～

平成24年6月から、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談等について、**専門調査員(女性の臨床心理士)**による相談窓口を設置いたしましたのでご利用ください。

相談日：毎月第3水曜日の午後2時から5時

ご相談は、予約制となります。必ず事前にお問い合わせください。

〈相談窓口・お問い合わせ先〉

〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎13階

東京労働局労働基準部

労災補償課職疾班

電話03-3512-1619(直通)

(受付時間8:30～17:15)